

# 権利擁護の基礎知識と必要な視点

令和7年度 愛知県権利擁護研修資料  
社会福祉法人ひまわり福社会 凧の丘  
中上 晋一

## 今回の内容

- 厚労省から出ている「**障害者虐待の防止と対応の手引き**」  
をもとに、虐待と虐待防止法の基本的な部分を解説

P2～

←手引きのページ番号を併記しています

「虐待防止委員会」に関する動画を視聴していただき  
個人ワーク後グループワークで共有

## 今回の講義の目的

「虐待」についての基礎知識を得る

「不適切と思われる支援」を見たときにどうするか

権利侵害に対し感度を上げていただく

**「虐待」について・・・  
虐待は権利擁護の対極といえます。**

- 絶対にあってはならないこと??
- 我々には関係のない世界のこと??

## 最初にお伝えしたいこと

- お願いしたいことは「虐待をしないでくださいね」ではなく、「（利用者にとって）良い支援を目指しましょう」
  
- その前提として、「虐待」といわれるものについて「最低限これだけは知っておいてください」という部分をお話しします。

## 「不適切」といわれる支援について

- ①「これはよくない」と分かっているながら、（仕方なく）行っている支援
  
- ②不適切であるという認識無く行っている支援

どちらも権利擁護のために減らしていきたい支援です。

## 「虐待」に至る背景

- ① 対応の難しい利用者に対し、適切な支援の方法が見つからず結果的に不適切な対応をしてしまう。他に方法がない  
例：落ち着かない利用者を押さえつける
- ② 「この行為は不適切である」ということを知らず、認識がない状態で不適切な支援をしてしまう。無意識の思い込み  
例：「呼び方（大人にちゃん付け）」の問題やからかいなど
- ③ そもそも障害者をひとつの人格として見ていない

## 虐待の増えている要因・・・

- ①事業所数、利用者数ともに増え続けている
- 障害者数（障害者白書より）

障害種別	2006年	2023年
身体障害	351万人	436万人
知的障害	45万人	109万人
精神障害	258万人	614万人

- ②虐待に関する意識が向上し、以前は見逃されていた支援が問われる時代になっている

## 障がい福祉サービス事業所数の推移(全国) 厚労省調査より

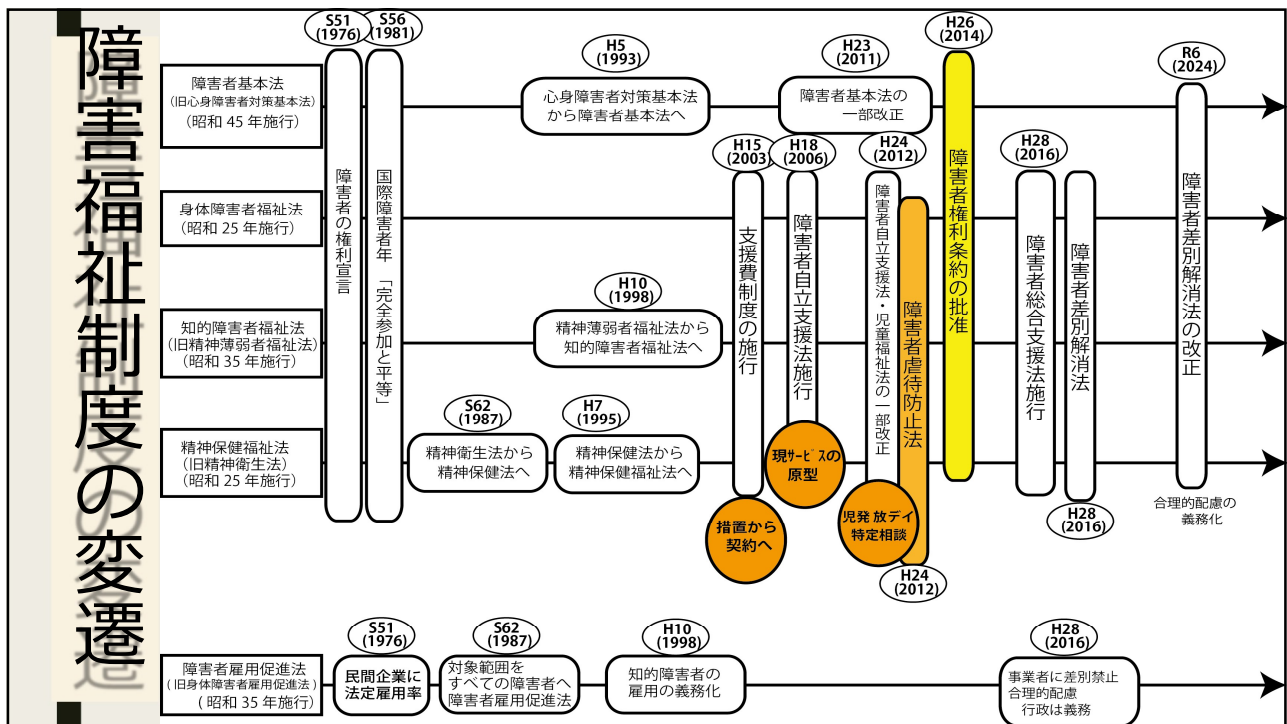
	障害者支援施設等	居宅介護	生活介護	計画相談	短期入所	共同生活介護	共同生活援助	就労移行	就労A	就労B	児童発達支援	放課後デイ	障害児相談
平成24年度	入所2660 5962	19872	5538	3086	4043	4385	4568	2518	1374	7360	2804	3107	1914
平成25年度	6099	19872	5595	4362	4315	4557	4795	2614	1811	7936	2802	3909	2989
平成26年度	5951	21667	6084	6225	4556	6432		2858	2382	8722	3258	5267	4048
平成27年度	5874	22429	6496	8053	4833	6762		3146	3018	9431	3942	6971	5128
平成28年度	5778	22943	6933	8736	5099	7219		3323	3455	10214	4984	9385	5755
平成29年度	5734	23074	7275	9241	5333	7590		3471	3776	11041	5981	11301	6134
平成30年度	5619	22936	7630	9737	5621	8087		3503	3839	11835	6756	12734	6582
令和1年度	5636	23098	8268	10255	6000	8643		3399	3860	12497	7653	13980	7254
令和2年度	5556	23741	8637	10778	6489	9659		3301	3929	13355	8849	15519	7772
令和3年度	5530	24462	9056	11237	7057	11056		3353	4130	14407	10183	17372	8130
令和4年度	5498	25263	9508	11707	7486	12281		3393	4429	15588	11803	19408	8619
令和5年度	入所2568 5457	25967	10032	12276	8106	13351		3301	4676	16713	13412	21122	9103

## 事業種別ごとの虐待判断数 (愛知県・全国)

年度	入所	居宅	重訪	生介	短期	A型	B型	Gh	相談	児発	放デイ	その他
2023	8	3	0	13	3	2	8	67	0	0	8	4
	6.9%	2.6%	0%	11.2%	2.6%	1.7%	6.9%	57.8%	0%	0%	6.9%	3.4%
2022	11	3	0	13	1	5	5	25	0	2	4	2
	15.5%	4.2%	0%	18.3%	1.4%	7.0%	7.0%	35.2%	0%	2.8%	5.6%	2.8%
2021	6	0	0	10	3	1	4	23	1	0	4	3
	10.9%	0%	0%	18.2%	5.5%	1.8%	7.3%	41.8%	1.8%	0%	7.3%	5.5%
2020	6	3	1	12	0	4	4	12	0	0	5	4
	11.8%	5.9%	2.0%	23.5%	0.0%	7.8%	7.8%	23.5%	0%	0%	9.8%	7.8%
2019	5	0	0	7	0	1	0	7	0	0	3	0
	21.7%	0%	0%	30.4%	0%	4.3%	0%	30.4%	0%	0%	13%	0%
全国	244	27	9	152	31	46	124	338	6	24	146	
(2023)	20.4%	2.3%	0.8%	12.7%	2.6%	3.9%	10.4%	28.3%	0.5%	2.0%	12.2%	
全国	214	17	10	131	17	33	113	252	5	20	93	
(2022)	22.4%	1.8%	1.0%	13.7%	1.8%	3.5%	11.8%	26.4%	0.5%	2.1%	9.7%	

※福祉ホームは0件

愛知県・厚労省資料より抜粋



## 世の中も福祉も変化し続けている

- 常に考え方をアップデートし続けなければいけない
- 「昔はこうだった」は危険
- 今やっている支援の点検が常に必要

## 障害者権利条約のキーワード

- 「わたしたちのことを、わたしたち抜きで  
決めないで」  
Nothing About us without us (2006)

## 都道府県ごとの虐待数 2023 (障害者福祉施設従事者等による)

	都道府県	人口(2025)	通報	虐待と判断
1	東京都	14,047,594	728	103
2	愛知県	7,542,415	519	116
3	大阪府	8,837,685	452	117
4	神奈川県	9,237,337	419	101
5	千葉県	6,284,480	320	72
6	埼玉県	7,344,765	249	46

## 施設従事者による虐待の状況(愛知県)

年度	相談・通報件数	虐待と判断	全国の判断数	参考：手帳保持者数（愛知県）			
2023	519	116	1194	年度	身体	知的	精神
2022	360	71	956	2023	233758	63880	92366
2021	291	55	699	人口比	3.13%	0.85%	1.24%
2020	200	51	632				
2019	153	23	547				

### 手帳種別ごとの被虐待人数

年度	身体	知的	精神	発達	難病等	不明
2023	171	599	210	17	1	13
2022	16	65	12	1	0	2
2021	6	41	5	9	1	0
2020	10	49	6	2	0	6
2019	6	27	3	3	2	1

愛知県資料より抜粋

## 障害者虐待防止法の成立

P2

(P63)

- 平成24年(2012年)10月1日に施行されました。

- この法律は、障害者に対する虐待が障害者の**尊厳**を害するものであり、障害者の**自立**及び**社会参加**にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。（法第一条）

## 虐待防止法成立の背景

- 虐待は障害者の**尊厳**を奪う行為である
- 虐待は利用者の**自立・社会参加**を**阻害**する  
「**共生社会の実現**」という国の理念に反する
- それらを予防するための法律

## 虐待防止法の前提として



- 日本国憲法第11条「基本的人権の尊重」

国民は、すべての**基本的人権**の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、**現在および将来の国民**に与えられる。

- 第13条「個人の尊厳と幸福追求権」

すべて国民は、**個人として尊重**される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、**最大の尊重**を必要とする。

## 障害福祉サービス事業者としての使命

P3 No.3

- 事業者の使命は、権利の主体者である福祉サービス利用者の人権を守り、絶えず質の高いサービスの提供に努力すること
- サービスの質とは・・・
  - ①組織・管理体制の質
  - ②財務の質
  - ③人材の質
  - ④支援の質
  - ⑤関係者との協力関係の質

## 通報は全ての人を救う

P4 No.5

- 深刻な虐待事案は、軽微な行為が放置されることによってエスカレートして起こっている。
- 通報によって利用者が救われるだけでなく、虐待を行った職員も軽微な案件のうちであれば失職や刑事罰を逃れられるかもしれない、事業所としても管理者の責任追及や行政処分などが無いほうがよい
- 通報により利用者の被害を最小限にとどめ、職員、事業所もやり直す機会を得られるかもしれない。

→**通報は全ての人を救う！！**

## 通報について

- 障害者虐待防止法は虐待した人を罰する法律ではなく、障害がある方の権利擁護のための法律
  - 「虐待をしている」「されている」…**本人の自覚は問わない。**
  - 虐待か否かの**判断は虐待防止センター等の第三者機関が行う**
  - 通報者は法律によって保護される
  - 障害者虐待防止法
    - 秘密漏示罪、守秘義務違反などに問われない（第16条第3項）
    - 解雇その他の不利益な取扱いを受けない（第16条第4項）
- ※通報が虚偽、一般的に合理性が無い「過失」によるものを除く

## 相談・通報・届出者の内訳（愛知県・抜粋）

年度	本人	家族等	近隣	医機関	相談員	他施設職員	職員	元職員	設置・経営者	他利用者	行政職
2023	49	40	12	5	49	18	117	30	67	7	51
	9.3%	7.6%	2.3%	0.9%	9.3%	3.4%	22.2%	5.7%	12.7%	1.3%	9.7%
2022	37	19	10	2	47	22	98	15	55	5	20
	9.9%	5.1%	2.7%	0.5%	12.6%	5.9%	26.3%	4.0%	14.7%	1.3%	5.4%
2021	33	18	9	1	48	8	59	17	31	6	27
	11.5%	6.3%	3.1%	0.3%	16.7%	2.8%	20.5%	5.9%	10.8%	2.1%	9.4%
2020	35	25	12	2	31	11	57	7	23	4	2
	15.3%	10.9%	5.2%	0.9%	13.5%	4.8%	24.9%	3.1%	10.0%	1.7%	0.9%
2019	22	18	3	3	27	3	30	5	12	1	12
	14.0%	11.5%	1.9%	1.9%	17.2%	1.9%	19.1%	3.2%	7.6%	0.6%	7.6%

愛知県資料より抜粋

## 虐待等に関わる法律の動向

- 令和6年4月1日～ 精神科病棟での虐待に対する通報義務
- 令和7年10月1日～ 保育園、幼稚園における児童虐待の通報義務
- 令和8年12月25日～ こども性暴力防止法施行  
放課後等デイ・短期入所等の事業所も「認定」の対象

## Ⅱ 障害者虐待防止法の概要

P5～

## 障害者虐待の定義

P5 No.1

- 「障害者」は手帳を持つ人に限らず、日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人を含む。18歳未満の方も。

虐待の加害者として定義されているのは

- ・ 養護者 ... 家族、親族、同居人等
- ・ 使用者 ... 雇用主や事業の経営担当者等
- ・ 障害者福祉施設従事者等

件数としては 養護者 > 従事者等 > 使用者(2023)  
今回の研修では、福祉施設従事者等について説明します。

## 虐待の種類

P5 No.2

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③心理的虐待
- ④放棄・放置（ネグレクト）
- ⑤経済的虐待

具体的事例は  
P8～P10

- それぞれ 刑事罰の対象にも！

## 「虐待」といいますが・・・

P6～7

身体的虐待	傷害罪 暴行罪 逮捕監禁罪 殺人罪
性的虐待	不同意わいせつ罪 不同意性交等罪
心理的虐待	脅迫罪 強要罪 名誉毀損罪 侮辱罪
放棄・放置（ネグレクト）	保護責任者遺棄罪
経済的虐待	窃盗罪 詐欺罪 恐喝罪 横領罪

上記刑事罰の対象となることもあります

## 虐待の類型① 身体的虐待

P8

- ①あらゆる暴力的行為
- ②本人の利益にならない強制による行為  
無理矢理食べさせる 等・・・
- ③正当な理由のない身体拘束

身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込めるなど）施設側の管理の都合で睡眠薬などを服用させる

## 虐待の種類② 性的虐待

P8

- ①あらゆる形態の性的な行為またはその強要
- ②裸にする、その写真を撮影する等
- ③本人の前でわいせつな言葉を発する・  
わいせつな映像を見せる
  
- ④他者の前で排せつさせる、おむつ交換をする  
・・・等

## 虐待の種類③ 心理的虐待

P8～9

- ①威嚇的な発言、態度 怒鳴る・罵る・脅す等
- ②侮辱的な発言、態度 からかい、子ども扱い、不適切な呼称等
- ③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、  
態度 「なんでこんなこともできないの」「親のしつけが悪い」
- ④障害者の意欲や自立心を低下させる行為  
トイレに行けるのにオムツを使用する等、過剰な介助
- ⑤交換条件の提示 「○○しないと××できません」
- ⑥心理的に障害者を不当に孤立させる行為  
自由に連絡させない、のけ者にする 等
- ⑦その他著しい心理的外傷を与える行為

## 虐待の類型④ 放置、放棄

P9～10

- ①必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
  - ・入浴を行わず不潔なままにする 等
- ②障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為
  - ・受診させない、処方通りの服薬させない 等
- ③必要な用具の使用を限定し、要望や行動を制限させる行為
  - ・車椅子や補助具を使用させない 等
- ④障害者の権利や尊厳を無視した行為またはその行為の放置
- ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること

## 虐待の類型⑤ 経済的虐待

P10

- ①本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- ②日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ③本人の同意なしに年金等を管理して渡さない
- ④本来支払われるべき賃金を支払わない
- ⑤最低賃金未満で雇用する

※本人の同意が表面上のものでないか常に留意

## 従事者等による虐待の内訳(全国)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
2023年度	51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%
2022年度	52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%
2021年度	56.8%	15.3%	42.2%	5.4%	5.0%
2020年度	52.8%	16.1%	42.1%	7.4%	4.7%
2023愛知	35.7%	5.7%	30.7%	7.1%	20.7%

厚生労働省「都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」より抜粋

## 虐待を「した」人のデータ 全国の1,345人の内訳 2023年度

1位	2位	3位
60歳以上	50～59歳	30～39歳
18.8%	17.4%	16.1%

男性	女性	正規	非正規
68.3%	31.7%	62.4%	17.8%

1位	2位	3位	4位	5位
生活支援員	管理者	世話人	サービス管理責任者	児童指導員/経営者
41.8%	10.9%	10.1%	6.8%	4.2%

厚生労働省「都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」より抜粋  
「不明」や「その他」を除く

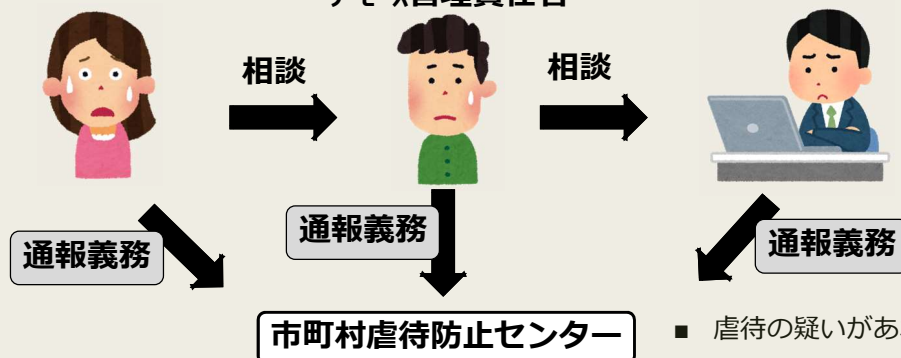
## 虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

P11

虐待を受けたと思われる  
障害者を発見した人

サービス管理責任者

施設長・管理者



- 虐待の疑いがあればまず通報。

## 虚偽答弁に関する罰則・通報者の保護

P12

- 調査に対し虚偽の報告・答弁等行くと罰金に処されることも・・・「隠さない・嘘をつかない」
- 通報は匿名でも可能であり、通報者の身元は保護される

## 虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解

P13

- 利用者、家族は「弱い立場」になりやすい
- 「お世話になっている」意識から、我慢してしまうことも多い
- 虐待に限らず、通常の支援を向上させ利用者ニーズが充足することによって問題が軽減し虐待防止につながることもある

## 虐待を防止するための体制について

P13～19

- (1)運営責任者の責務
- (2)運営基準の遵守
- (3)事業所としての体制整備

## 運営責任者の責務 虐待のあった事業所に共通した課題

P13-14

- ガバナンス（管理体制）
  - ・「理念」「使命」「長期目標」「コンプライアンス」等の欠如
  - ・役割分担や指揮命令系統、責任の所在が不明確
  - ・職員や関係機関との連絡調整が不十分
- 利用者支援・人材育成
  - ・組織的・計画的な採用と育成がなされていない
  - ・特に自閉症についての障害特性、行動障害の理解、支援について専門性の欠如
  - ・利用者支援におけるPDCAサイクル、組織的支援方法の欠如
  - ・スーパービジョンの欠如
  - ・利用者支援における関係機関等の連携の欠如

## 虐待の発生要因

年度	全国		愛知県							
	2023		2023		2022		2021		2020	
虐待と判断された件数	1147		116		71		55		51	
教育・知識・介護技術等に関する問題	750	65.4%	71	61.2%	32	45.1%	34	61.8%	40	78.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	638	55.6%	49	42.2%	44	62.0%	36	65.5%	36	65.5%
倫理観や理念の欠如	626	54.6%	76	65.5%	46	64.8%	28	50.9%	42	76.4%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	309	26.9%	50	43.1%	20	28.2%	15	27.3%	10	18.2%
人員不足や人員配置の問題および関連する多忙さ	313	27.3%	27	23.3%	22	31.0%	18	32.7%	4	7.3%

厚生労働省・愛知県資料より抜粋

## 義務化されたポイント (虐待防止に関する取り組み)

- 従業者への研修実施 1年に1回以上
- 虐待防止委員会の設置・従業者への周知徹底
- 虐待防止責任者の設置  
虐待防止未実施減算...基本報酬の1%カット

## 義務化されたポイント② (身体拘束適正化に関する取り組み)

- 身体拘束などを実施する場合には、必要な記録を残す
- 身体拘束適正化委員会を1年に1回以上開催し、その結果について全従業者に周知する
- 身体拘束などの適正化のための指針を整備する
- 身体拘束などの適正化のための研修を1年に1回以上実施する  
身体拘束廃止未実施減算 居住系10% その他1%

## 虐待防止委員会の役割

P17

- 虐待防止のための計画作り
  - ・ 研修計画
  - ・ 職場環境の確認と改善
  - ・ マニュアルやチェックリスト作成
  - ・ 掲示物等啓発ツールの作成
- 虐待防止のチェックとモニタリング
  - ・ 職員の自己点検を支援
  - ・ 現場での課題抽出
- 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討
- 身体拘束適正化委員会を兼ねることも可能

## 虐待を防止するための取り組みについて

P22

- ①管理者（虐待防止責任者）が日常的な支援場面を把握し、先頭に立って権利を守る風土をつくる。
  - 研修等を確実に行う
- ②性的虐待防止
  - できる限り同性介助になるよう配慮
  - 勤務中のスマートフォン使用に注意
- ③経済的虐待防止
  - 複数人で管理する体制をつくる
  - 台帳等を適切に作成し、客観的な資料を残す

[風通しのよい職場環境](#)にしておくこと

## 虐待防止のための具体的な 環境整備

P24～

- ①事故・ヒヤリハット報告書、セルフチェックとPDCAサイクルの活用
- ②苦情解決制度の活用
- ③サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用
- ④ボランティアや実習生の受入と地域との交流
- ⑤成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用
- 第三者の目を活用し、閉鎖的にならないようにする

## 虐待が疑われる事案があった場合の対応

- ①通報者の保護
- ②市町村・都道府県による事実確認への協力
- ③虐待を受けた障害者や家族への対応
- ④原因の分析と再発の防止
- ⑤個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割を明確化
- ⑥虐待した職員や役職者への処分等

P28～

## 演習

### ある障害者支援施設で発生した虐待事案について

- これから、虐待防止委員会開催場面について3つの場面を視聴していただきます。(1場面3分～5分程度です)
- それぞれの場面を観ていただいたの演習を行います。
- 個人ワーク3分～5分、グループワーク15分ほど行っていただきます。
- グループワークでは個人ワークで考えた意見を共有してください。

#### 【事案の概要】

ある日、社会福祉法人〇〇が運営する、障害者支援施設で、虐待の疑いのある事案が発生しました。

内容は、職員の中村が、強度行動障害のある利用者である後藤さんに対して、身体的虐待及び心理的虐待を行ったというものでした。

後藤さんの午前中の日課は、作業室でダンボールの箱折作業でしたが、前日に、全てのダンボールの箱折作業は終わっており、今日、作業するダンボールは既にもありませんでした。

通常であれば、ダンボール作業が無くなりそうになったら、担当職員が作業を提供している会社に連絡し、ダンボールを持ってきていただくことになっていましたが、担当職員は、その事を忘れてしていました。

後藤さんは、急な予定の変更が苦手なため、今日のダンボールの作業がないことに対してパニックを起こしました。自分の頭を叩き、大きな唸り声を上げ、作業テーブルをひっくり返したりしました。また他の利用者に対しての他害行為が発生しました。

中村職員は、その行動を止めようとして「後藤さん、落ち着いてください」と声がけをしましたが、興奮は収まらず、中村職員の腕を掴んで強く爪を立て、大声で泣き叫びました。

痛みを耐えかねた中村職員は「いい加減にしろよ！お前！」と言って、腕を振り払い、後藤さんの両肩を掴んで、壁に強く押し付けました。

その場面を見た、同じ作業室にいた同僚の職員は「これは虐待ではないか」と思い、サービス管理責任者の清水に報告をしました。

清水から報告を受けた大野施設長は、障害者虐待防止法に基づく通報をする事案に該当すると判断し、行政への通報を指示し、その後、緊急の虐待防止委員会の開催をすることしました。

### 虐待に関する相談・行動記録(参考)

記載日: 令和△年○月××日(○)		記録: 清水(サビ管)
利用者氏名: 後藤○○様		当該職員氏名: 中村●●
報告者: ××		
日付	令和△年○月	記録
時間	10:00	ダンボール作業をするため、後藤様が作業室に入られるが、いつも用意されているダンボール作業がなく、不穏になる。 予定の変更が受け入れられず、自傷行為と声出しが発生。中村職員が「今日はダンボールはありません」と伝えるも、納得せず、更に大きな声を上げてパニックとなり、いつも使っているテーブルを引っ張りかえしてしまう。その後、同じ室内にいた、他利用者への痛みかかりが発生したため、中村職員が引き離す。 その後、中村職員の両腕を強く掴み、爪を立て、大きな声で「いやー！いやー！！」と叫ぶ。中村職員は「後藤さん、危ないからやめて、痛い」と訴えるも、収まらず、更に大きな声を上げて泣き始める。 中村職員が大きく両手を上下に動かして、手を振りほどいた後、後藤様の両肩を掴んで、直ぐ後ろの壁に体を押し付けた後「いい加減にしろよ！お前」と大声で言った。 同じ部屋にいた小林職員が、後藤さんに別の作業室で作業するように提案をして、移動をする。後藤さんは「いやー、いやー」と言いながらも、移動をした。
時間	13:00	その場面に立ち会っていた××職員が清水サビ管に報告。
時間	13:30	清水サビ管: 後藤さんの状況を確認。午後の作業は落ち着いて過ごされていた。壁に打ち付けられていたことで、背中や肩を確認したが、外傷は見られず。また、看護師が中村職員の腕の状態を確認。腫れと出血があり、処置。 大塚看護師には「後藤さんがパニックなっちゃって」という発言があったものの詳細は語らなかったとのこと。
時間	14:00	大野施設長に報告。施設長、虐待に該当すると判断し、通報を指示。
時間	14:30	清水、××市障害者虐待防止センターに通報。通報の旨、大野施設長に報告するとともに、虐待防止委員会の開催を各委員に連絡をする。大野施設長の判断により事業所での初めての事案なので理事長にも出席いただくこととした。

## 登場人物

※虐待防止委員会出席者

山田理事長…理事長

大野施設長…虐待防止責任者

清水サビ管…虐待防止マネージャー

林 事務長…虐待防止委員会 委員

大塚看護師…虐待防止委員会 委員

※利用者(被虐待者)

後藤さん(28歳 重度知的障害＋自閉スペクトラム症 障害支援区分5)

言葉の理解はあまりできない。予定外の出来事が苦手。パニックになると自分の体を叩いたり、

他害行為がある。飛び跳ね、大声、1時間以上泣き続けることがある。

※職員(虐待者) 中村…後藤さんの担当 入職4年目

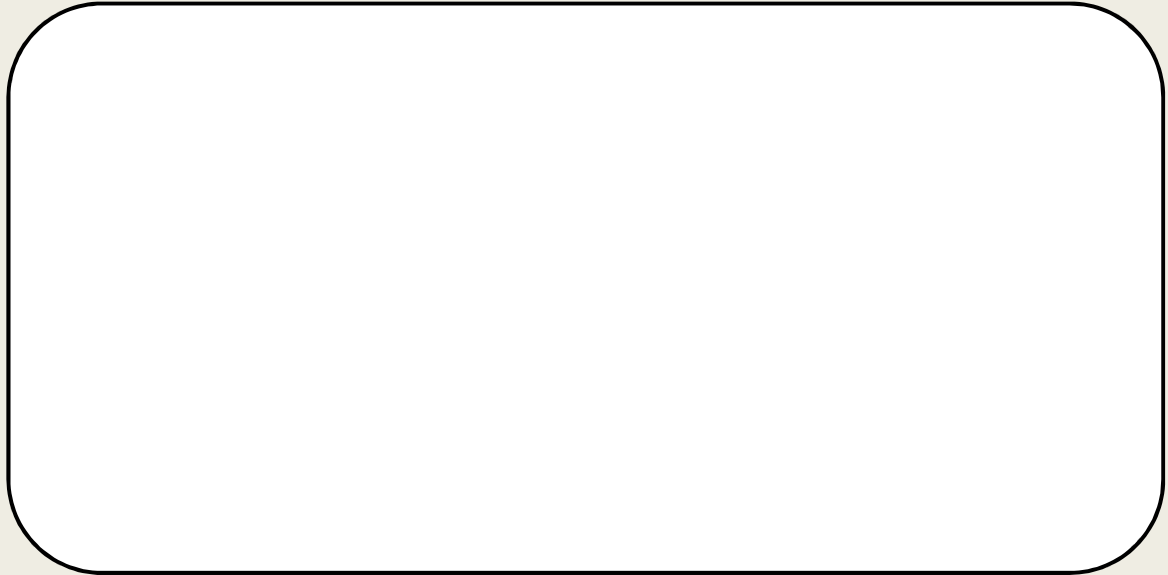
### 登場人物について(参考)

職員名	キャラクター
山田理事長	法人の理事長。福祉のことはあまり分からない感じ。物事を大事にすることを好まず、ことなかれ主義的な一面がある。利用者に権利意識にはやや乏しく、法人の評判や体面を気にするところがある。正義感の強い大野施設長のことをあまり快く思っていない。
大野施設長	入所施設の施設長・虐待防止責任者。利用者の権利擁護についての知識や見識があり、今回の虐待事案については、直ぐに通報をするように清水に指示する行動派。山田理事長からは融通の効かないところを煙たがられている。
林事務長	山田理事長のつながりで事務長にヘッドハンティングされた人物。建設会社から福祉業界へ転身。福祉的な知識・経験はない。理事長寄りの意見を持つが、周囲の意見を聞いて、徐々に認識を改めていく。
清水サブ管	サービス管理責任者であり虐待防止マネージャー。大野施設長の影響を受け、正義感が強く、障害者虐待のみならず、利用者の権利擁護についても思いが強い。
大塚看護師	別の施設から転職してきた看護師。以前の施設では虐待通報がなされずに、放置された場面を見た苦い経験がある。前職の経験を話し、通報の重要性を進言する。

## 場面① 個人ワーク(3分)

- ①同じような事案が、あなたの前で発生した場合、通報をしますか？
- ②あなたの勤務する施設で虐待事案が発生した場合、どのような報告・通報ルートになっていますか？
- ③あなたの勤務する施設で虐待の疑いの事案が発生した時、虐待防止委員会にかけずとも、直ぐに通報できるルートになっているのでしょうか？

## 個人ワークシート①



## 場面② 個人ワーク(3分)

- ①こういう事案が発生した場合、通報をためらう要因になっているものはなんですか？(不安なこと、怖いこと、失うもの)
- ②不安要因があったとしても、勇気を出して通報をすることが、あなたはできるでしょうか？
- ③この事案を通報をせずに放置をした場合、今後、事業所や利用者にはどのような影響があると思いますか？

## 個人ワークシート②



## グループワーク(15分～20分)

- 動画を視聴しての感想をグループで共有してください。

### 【話し合いのポイント】

- ①の動画を見て、あなたはどのような感想を持ちましたか？  
通報はしますか？
- 通報したとき、あなたの事業所はどのような影響をうけますか？

## 確認：通報の手順と参考例

もし、あなたが不適切な支援を見かけたら・・・

- 上司や管理責任者、虐待防止委員等に報告
- 市町村に設置された虐待防止センターに直接連絡
- 虐待かどうかは行政等が判断する

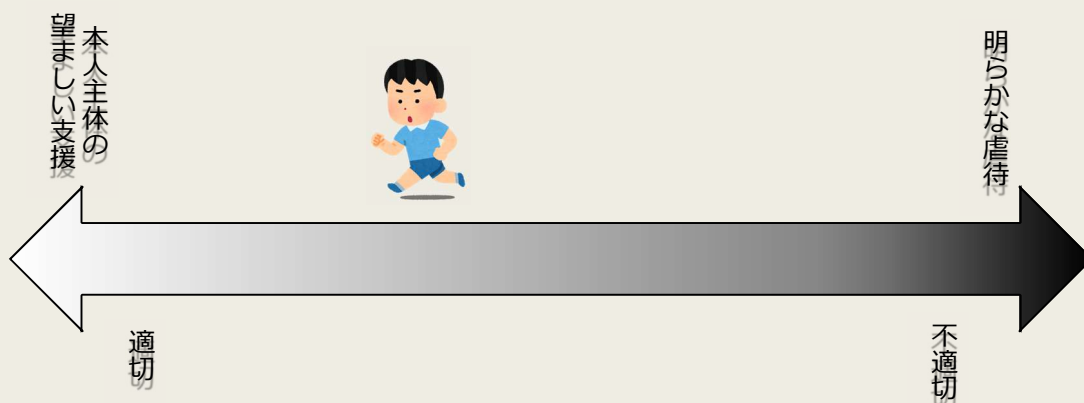
**「なかったこと」にしない！**

## 行動障害のある利用者への適切な支援

P41 No.6

- いわゆる「**強度行動障害**」のある方が虐待に遭いやすい支援が難しい・周囲との衝突が多い
- チームで対応し、適切な支援を心がけることで問題が軽減するケースも
- 強度行動障害支援者研修などを有効に活用（重度障害者支援加算の算定要件）

## より良い支援を目指そう



## よりよい支援のために

- 「虐待を減らすこと」を目的にするのではなく、「利用者の尊厳を守り、利用者主体の支援を行う」ことを目指していただきたい
- この支援は、本人の尊厳を守っているか？ 敏感でいる必要がある
- サービス提供に際し「安全」や「健康」は重要だが、そこで思考停止せず、本人の意思や尊厳を大切に

## よりよい支援のために！

- 「本人主体」、本人の意思、希望に添った支援  
支援は本人を矯正するものではなく、本人と周囲との調整をするもの

### ■ 「意思決定支援」を必ず意識する

- 「安全」「健康」も大切だけど、QOLも意識して
- 変化することは大変だけど、時には必要
- 常にチームで点検！「説明できる支援」をしよう

## 最後に 従事者の皆さんへ



- 福祉の仕事は「感情労働」＝相手のために、自分の感情を操作、または抑圧することを職務にする、精神と感情の協調が必要な労働
- ストレスを感じやすく、溜めやすく、燃え尽きてしまうこともある
- 自分と、一緒に働く仲間を大切に・・・

